

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

令和2年度社会福祉施設等の整備方針について〔高齢者福祉関連分〕

保健医療介護部介護保険課

令和2年度高齢者福祉施設等に関する整備方針について

1 基本的な考え方

令和2年度の高齢者福祉施設等の整備については、市町村等における老人福祉計画及び介護保険事業計画の見直しを踏まえて策定された第8次の「福岡県高齢者保健福祉計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度。以下「第8次計画」という。）に基づいて行うこととします。

2 介護保険施設の整備について

(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

※老人福祉法第20条の5に規定（介護老人福祉施設は介護保険法第8条第27項に規定）

要介護3以上の人及び要介護1又は要介護2の人であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事情があると認められる人を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。

第8次計画において、整備の必要性が認められる圏域について、整備を進めます（ユニット型を基本とします。）。

*ユニット型とは、全室個室で、ユニットケアを行うものをいいます。

ユニットケアとは、入所者を10人程度のグループに分けて、一つの生活単位（ユニット）として、居宅に近い居住環境で介護を行うものです。

(2) 介護老人保健施設 ※介護保険法第8条第28項に規定

病状が安定期にある要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者がその能力に応じて自立した生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指す施設です。

第8次計画において、新たな整備は行いません。

(3) 介護医療院 ※介護保険法第8条第29項に規定

病状が比較的安定期にある要介護者であって、長期にわたり療養が必要である者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。

第8次計画において、新たな整備は行わず、介護療養病床及び医療療養病床からの転換を進めます。

3 介護保険施設以外の施設の整備について

(1) 養護老人ホーム ※老人福祉法第20条の4に規定

原則として65歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させる施設です。

第8次計画において、新たな整備は行いません。

(2) 軽費老人ホーム ※老人福祉法第20条の6に規定

60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、無料又は低額な料金で入所させる施設です。入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行います。

第8次計画において、新たな整備は行いません。

(3) 特定施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条第11項に規定

有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認等の日常生活上の世話や、機能訓練、療養上の世話を提供します。

第8次計画において、整備の必要性が認められる圏域について、整備を進めます。

4 施設の改築及び改修について

老朽化が著しい施設等で、入所者等の安全の確保及び入所者の居住環境の改善等の観点から、施設の改築又は改修の必要性が認められ、かつ、緊急性の高いものの整備を進めます。

また、地域住民との交流や入所者の処遇向上、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースの整備についても進めます。

さらに、特別養護老人ホームの多床室における居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修についても進めます。

福岡県高齢者保健福祉計画（第8次）における整備計画

- 別表1 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）整備計画・・・P 1
- 別表2 介護老人保健施設整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- 別表3 特定施設入居者生活介護整備計画・・・・・・・・・・・・P 3

(別表1)

福岡県高齢者保健福祉計画（第8次）における特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の整備計画

高齢者保健 福祉圏域	平成29年度末		平成30年度 整備計画数 (床)	平成31年度 整備計画数 (床)	平成32年度 整備計画数 (床)	平成30～32 年度の整備 計画数の計 (床)	平成32年度末 整備目標数 (床)
	施設数 (箇所)	定員数 (床)					
福岡・糸島	4	280					280
糟屋	14	720			190	190	910
宗像	12	594					594
筑紫	13	1,003		80	80	160	1,163
朝倉	11	630					630
久留米	16	750					750
八女・筑後	15	955					955
有明	23	1,260					1,260
飯塚	21	1,120			60	60	1,180
直方・鞍手	12	680	80		30	110	790
田川	24	1,530					1,530
北九州	12	830	20			20	850
京築	17	958			50	50	1,008
合計	194	11,310	100	80	410	590	11,900

※政令市(北九州市、福岡市)及び中核市(久留米市)の整備計画数並びに地域密着型の整備計画数を除く。

○ 市町村(保険者)の第7期介護保険事業計画において、平成32年度整備を予定している市町村

圏域	市町村名	整備計画数
糟屋	篠栗町	80
	新宮町	60
	粕屋町	50
筑紫	那珂川市	80
飯塚	飯塚市	50
	桂川町	10
直方・鞍手	直方市	30
京築	苅田町	50

(別表2)

福岡県高齢者保健福祉計画（第8次）における介護老人保健施設の整備計画

高齢者保健 福祉圏域	平成29年度末		平成30年度 整備計画数 (床)	平成31年度 整備計画数 (床)	平成32年度 整備計画数 (床)	平成30～32 年度の整備 計画数の計 (床)	平成32年度末 整備目標数 (床)
	施設数 (箇所)	定員数 (床)					
福岡・糸島	7	415					415
糟屋	7	585					585
宗像	4	350					350
筑紫	8	660					660
朝倉	7	548					548
久留米	6	570					570
八女・筑後	8	630					630
有明	14	1,118					1,118
飯塚	9	790					790
直方・鞍手	11	684					684
田川	10	760					760
北九州	7	579					579
京築	12	992					992
合計	110	8,681					8,681

※政令市(北九州市、福岡市)及び中核市(久留米市)の整備計画数を除く。

(別表3)

福岡県高齢者保健福祉計画（第8次）における特定施設入居者生活介護の整備計画

高齢者保健福祉圏域	種別	平成29年度末		平成30年度 整備計画数 (床)	平成31年度 整備計画備数 (床)	平成32年度 整備計画数 (床)	平成30～32 年度の整備 計画数の計 (床)	平成32年度末 整備目標数 (床)
		施設数 (箇所)	定員数 (床)					
福岡・糸島	専用型							
	混合型	1	24					24
糟屋	専用型							
	混合型	9	489					489
宗像	専用型							
	混合型	5	326					326
筑紫	専用型	1	100		60		60	160
	混合型	17	908					908
朝倉	専用型							
	混合型	1	43					43
久留米	専用型							
	混合型	4	108					108
八女・筑後	専用型							
	混合型	3	124					124
有明	専用型							
	混合型	10	286					286
飯塚	専用型							
	混合型	10	378					378
直方・鞍手	専用型	4	173					173
	混合型	8	479					479
田川	専用型	1	70					70
	混合型	7	292					292
北九州	専用型	1	50					50
	混合型	5	279					279
京築	専用型							
	混合型	16	845					845
合計	専用型	7	393		60		60	453
	混合型	96	4,581					4,581
	計	103	4,974		60		60	5,034

※ 指定都市(北九州市、福岡市)及び中核市(久留米市)の整備計画数並びに地域密着型の整備計画数を除く。
 ※ 養護老人ホームへの特定施設入居者生活介護の指定については、整備目標数の対象としない。